

新旧対照表

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則

現行	改正案
<p>(費用の負担)</p> <p>第2条 法第37条第1項の規定により、<u>同項各号に掲げる費用</u>について市が負担する額は、次条に定める自己負担月額の算出基準に基づき算出した額を当該費用の額から控除した額とする。ただし、<u>同項</u>に規定する患者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている場合においては、全額とする。</p> <p>2 <u>当該患者</u>に災害等による所得の著しい減少又は著しい増加があった場合においては、前項本文の規定にかかわらず、その自己負担月額の全部又は一部を市が負担することができる。</p> <p>(自己負担月額の算出基準)</p> <p>第3条 自己負担月額は、<u>当該患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする扶養義務者</u>（民法（明治29年法律第89</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第2条 法第37条第1項、<u>第44条の3の2第1項又は第50条の3第1項</u>の規定により、<u>これらの規定に規定する医療に要する費用</u>について市が負担する額は、次条に定める自己負担月額の算出基準に基づき算出した額を当該費用の額から控除した額とする。ただし、<u>法第37条第1項に規定する患者、第44条の3の2第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者若しくは法第50条の3第1項に規定する新感染症外出自粛対象者（以下「患者等」という。）</u>又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている場合においては、全額とする。</p> <p>2 <u>患者等</u>に災害等による所得の著しい減少又は著しい増加があった場合においては、前項本文の規定にかかわらず、その自己負担月額の全部又は一部を市が負担することができる。</p> <p>(自己負担月額の算出基準)</p> <p>第3条 自己負担月額は、<u>患者等並びにその配偶者及び当該患者等と生計を一にする扶養義務者</u>（民法（明治29年法律第89</p>

号) 第 877 条第 1 項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。) について法第 19 条若しくは第 20 条 (これらの規定を法第 26 条において準用する場合を含む。) 又は法第 46 条の規定による入院のあった月の属する年度 (当該入院のあった月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度) 分の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。) の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割 (同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。) の額を合算した額を基礎として、別表左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる額を基準とする。ただし、月の途中で入院し、又は退院した患者の自己負担月額は、本文の規定により算出した額に市が費用を負担する期間の日数をその月の実日数で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 所得割の額は、次に定めるところにより算定するものとする。

(第1号省略)

(2) 当該患者又はその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする扶養義務者が指定都市 (地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)

号) 第 877 条第 1 項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。) について法第 19 条若しくは第 20 条 (これらの規定を法第 26 条において準用する場合を含む。) 若しくは法第 46 条の規定による入院又は法第 44 条の 3 第 2 項若しくは第 50 条の 2 第 2 項の規定による協力の求めのあった月の属する年度 (当該入院又は当該協力の求めのあった月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度) 分の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。) の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割 (同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。) の額を合算した額を基礎として、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる額を基準とする。ただし、月の途中で入院し、若しくは協力の求めを受け、又は退院し、若しくは協力の求めに係る期間が満了した患者等の自己負担月額は、この項本文の規定により算出した額に市が費用を負担する期間の日数をその月の実日数で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 所得割の額は、次に定めるところにより算定するものとする。

(第1号省略)

(2) 患者等又はその配偶者若しくは当該患者等と生計を一にする扶養義務者が指定都市 (地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)

第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

別表(第3条)

所得割の額の合算額	自己負担月額
(省略)	(省略)
564,000 円超	20,000 円。ただし、法第 37 条第 1 項に規定する医療に要した費用の額から、法第 39 条第 1 項に規定する他の法律による医療に関する給付を受けることができる額を控除して得た額が、20,000 円に満たない場合は、その額

第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

別表(第3条)

所得割の額の合算額	自己負担月額
(省略)	(省略)
564,000 円超	20,000 円。ただし、法第 37 条第 1 項、 <u>第 44 条の 3 の 2 第 1 項又は第 50 条の 3 第 1 項</u> に規定する医療に要した費用の額から、法第 39 条第 1 項 <u>(法第 44 条の 3 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)</u> に規定する他の法律による医療に関する給付を受けることができる額を控除して得た額が、20,000 円に満たない場合は、その額